

# 新日本スポーツ連盟愛知県連盟卓球協会規約

## 第1章 名称

(名称と所在地)

- 第1条 本会は、新日本スポーツ連盟全国卓球協議会の愛知県における組織で新日本スポーツ連盟愛知県連盟卓球協会(略称 スポーツ連盟愛知卓球協会)と称し、事務所を新日本スポーツ連盟愛知県連盟センター(名古屋市中区大須1-23-13)内に置く。
- 英語名称は、NEW JAPAN SPORT FEDERATION AICHI TABLE TENNISとする。

## 第2章 目的

(目的)

- 第2条 新日本スポーツ連盟に所属し、その目的と方針に基づき以下の活動を行う。
- (1)国民の権利であるスポーツをすべての国民が享受できるように活動する。
  - (2)活動を通じてフェアプレイ精神を培い、競技の場はもとより社会全般に生かされることをめざす。
  - (3)スポーツの本質を歪めるあらゆることを排除し、スポーツが民主的平和的に発展することを追及する。
  - (4)県民に開かれた団体として卓球選手・愛好者が主人公の活動を広め、その要求に応えらるとともに卓球界の発展に寄与する。

(活動)

- 第3条 本会は、前条の目的を実現するために次の諸活動を行う。
- (1)県民の社会生活に即した自主的スポーツ活動を促進し、スポーツクラブ(チーム)や団体の発展をはかる。
  - (2)各種競技会、教室、講習会などを開催する。
  - (3)県・市などの自治体に施設、用具、費用などスポーツ諸条件の改善要求や提案を行い、公正で民主的なスポーツ行政の実現をはかる。
  - (4)機関紙の発刊を行う。
  - (5)その他、本会の目的達成に必要な諸活動を行う。

## 第3章 組織

(構成)

- 第4条 本会の会員はクラブと個人で構成される。

(会員の権利・義務)

- 第5条 本会の承認を得て、第3条に定めるすべての活動に誰もが参加することができる。
- 2 本会の目的実現のために活動する。
  - 3 会員は規定の会費を納入しなければならない。

(入会・加盟)

- 第6条 本会へ会員として入会しようとする者は、年度毎に加盟登録書を本会に提出し、本会の承認を得るものとする。

(退会)

- 第7条 会員は任意に退会することができる。
- 2 会員本人が死亡したときは、退会したものとみなす。
  - 3 本会は、本会の名誉を著しく傷つけ、また多大な損害を与えたクラブ、個人を退会させることができる。

## 第4章 機関

(機関)

- 第8条 本会に次の機関を置く。総会、理事会、常任理事会。

(総会)

- 第9条 総会は、代議員総会とし、その構成は理事会で決定する。理事長が招集し、年1回開催するものとする。ただし理事会が必要と認めた場合は臨時に開催できるものとする。
- 2 総会の成立は代議員の過半数とし、議決は代議員のみで行い、特に定めたもののほか

は、出席代議員の過半数で決する。可否同数の場合は議長(都度選出し担当)の決するところによる。

3 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)規約、活動等の変更
- (2)活動計画及び収支予算並びにその変更
- (3)活動報告及び決算報告の承認
- (4)理事及び監事の選任ならびに解任
- (5)その他会の運営に関する重要事項
- (6)会の解散

(理事会)

第10条 理事会は、本会の執行機関として、総会の議決にもとづく業務と緊急事項の執行にあたる。必要に応じて開催する。

2 理事会は、理事長1名、副理事長若干名、事務局長1名、事務局次長若干名、会計若干名、理事の各役員で構成する。

3 理事会は、過半数で成立し、議決は出席者の過半数で決する。可否同数の場合は議長(主として事務局長)の決するところによる。

4 理事会は、以下の事項について決議する権限を有する。

- (1)疑義を生じた規約の解釈
- (2)補正予算及び基金の積み立ての切り崩し
- (3)常任理事会の処理事事項の承認
- (4)その他特に決定すべき事項

(常任理事会)

第11条 常任理事会は、総会、理事会の決定に基づいて日常会務を執行する。

## 第5章 役員

(役員の仕事と任期)

第12条(1)理事長 協会の業務を執行し、協会の活動を統括する。

(2)副理事長 理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。

(3)事務局長 理事会の議決にもとづく事項の執行の促進、調整を行う。また、事務局の統括を行う。

(4)事務局次長 事務局長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。

(5)監事 会計監査を行う。

(6)理事 協会業務を分担して執行する。

2 第1項に定める役員は理事の互選により選出する。

3 役員の仕事は総会から総会までとする。ただし、再任を妨げない。

4 途中での辞任、解任及び補充は理事会が行う。補充は残任期とする。

(解任)

第13条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、これを解任することができる。

(1)心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反、その他役員として相応しくない行為があったとき。

## 第6章 財政

(財政)

第14条 本会の財政は、協会費、事業益金、寄付金その他でまかなう。

2 その他会計事務に関する事項は、別に定める規定による。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とし、会計担当は毎活動年度終了後3か月以内に活動報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計監査)

第16条 監事は本会の財産状況を監査する。

第7章 付則

(規約の改廃)

第17条 本規約の改廃は、総会で代議員の三分の二以上の多数をもって議決する。

(委任)

第18条 本規約に定めのない事項は、理事会の議決を経て執行し、総会にて決定する。

(慶弔規定)

第19条 役員本人が死亡したとき、弔電を送る。

1996年 3月23日 第1回改訂  
2000年 4月29日 第2回改訂  
2001年 4月29日 第3回改訂  
2014年 6月21日 第4回改訂  
2021年10月31日 第5回改訂